

# 吹田市文化振興基本条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第6条）

### 第2章 文化振興基本計画（第7条）

### 第3章 文化の振興に関する基本的施策（第8条—第18条）

### 第4章 吹田市文化振興審議会（第19条）

### 第5章 雑則（第20条）

## 附則

大阪平野の北の一画を占める吹田は、旧石器時代以降の各時代の遺物が出土していることからわかるように、古くから集落が形成され、古墳時代の須恵器や、難波宮や平安宮の宮殿用瓦(かわら)等の古代焼物の生産地として重要な役割を担ってきた。また、神崎川が淀川と結ばれた平安時代以降は、その河港として栄え、北摂や丹波方面へ通じる陸路の要(かなめ)としても発展してきた。

明治以降は「ビールと操車場のまち」と言われたように、近代産業と鉄道網が発達してきた。昭和30年代以降は、千里ニュータウンが建設され、日本万国博覧会が開催され、高速道路のジャンクションが設置される一方で、丘陵縁辺には里山が残され、市街地には古い民家や社寺が残されるなど、それまで大阪の近郊農村であった吹田は、新旧文化を織り交ぜた多彩な顔を持つようになった。現在では、複数の大学や多くの文化施設を有する文化・芸術・学術都市となっている。

このように、吹田では長い間にさまざまな人々や物が行き交う中で、地域に根ざした文化が育まれてきた。また、文化施設等を活用して、市民が文化を享受するだけでなく、主役となってかかわっていく事業も、時代に先がけてすでに数多く展開されている。

文化は、人と人とを結び付け、ともに生きともに感じる喜びをもたらし、豊かなコミュニティの形成を促すものであり、私たちは、文化の担い手として、先人が培ってきた今日までの文化を守り発展させるとともに、新たな文化を創造し、次の世代に引き継いでいかなければならない。

市民一人ひとりが、歴史や文化を身近なものとしてとらえ、訪れる人にもそれを伝え、

ともに文化の息づく感性豊かな自立のまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、文化の振興について、基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かで幅広い文化が創造されるまちづくりを進めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例（第19条第5項を除く。）において、「市民」とは、本市に居住し、通勤し、通学し、又は集うすべての者をいう。

2 この条例において、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

### (基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、文化を創造する主役は市民一人ひとりであるという認識に立ち、市民の文化活動における自主性及び創造性を十分に尊重しなければならない。

2 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることを踏まえ、市民一人ひとりが等しく身近に文化に触れることができるような環境の整備を図らなければならない。

3 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、やすらぎ、うるおい、やさしさ及び感性を大切にする文化の薫り高い都市環境の形成が図られるよう配慮しなければならない。

4 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、多様な文化の交流は相互の理解及び文化の発展を促進するという認識に立ち、これを積極的に推進しなければならない。

5 市民、事業者及び市は、文化の振興に当たっては、先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を市民共通の財産として受け継ぎ、大切に守り育て、さらに発展させるとともに、次の世代に引き継いでいかななければならない。

### (市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすものとする。

2 市民は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすものとする。

2 事業者は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力して、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を果たすものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、市が実施する施策に文化の振興を図る視点を入れるよう努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

(文化振興基本計画)

第7条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的な文化の振興に関する施策の大綱

(2) その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、文化振興基本計画を定めるときは、あらかじめ、吹田市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興基本計画を変更する場合について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(市民の文化活動の機会の充実)

第8条 市は、市民が文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会の充実を図るため、文化に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第9条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第10条 市は、次代を担う青少年の豊かな感性及び創造性を育むため、優れた文化に触れ

る機会の提供、青少年が文化活動を行う場の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生涯学習の充実)

第11条 市は、生涯学習が文化を支える重要な活動であることを踏まえ、市民がその生涯の各時期を通じて自主的に学習するための機会の提供その他の生涯学習の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第12条 市は、文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(国内及び海外との交流)

第13条 市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(大学との交流等)

第14条 市は、文化の向上を図るため、市内の大学及び学術研究機関との交流及び連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(伝統的文化の保存等)

第15条 市は、地域に残る文化財その他の伝統的文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を講ずるものとする。

(文化環境の整備)

第16条 市は、文化施設の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、既存の公共施設について、文化活動の場としての活用を図るものとする。

(文化的都市景観の形成)

第17条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(顕彰)

第18条 市は、文化の振興に関し功績のあった個人及び団体の顕彰に努めるものとする。

#### 第4章 吹田市文化振興審議会

(審議会)

第19条 本市に、吹田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化振興基本計画の策定その他文化の振興に関する重要

事項を調査審議し、答申するものとする。

- 3 審議会は、文化の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 5 委員は、文化の専門家、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。